

新十津川町強靱化計画

新十津川町

令和2年12月 策定

目 次

第1章 はじめに

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 地域防災計画との関係
- 4 計画期間

第2章 新十津川町強靱化計画の基本的な考え方

- 1 新十津川町の概況
- 2 災害の記録
- 3 新十津川町強靱化計画の目標

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
- 3 評価の実施手順

第4章 強靱化のための施策プログラム

- 1 施策プログラムの考え方
- 2 施策プログラムの推進及び重点化
- 3 施策の目標値の設定
- 4 脆弱性評価と施策プログラム
- 5 強靱化推進事業の設定

第5章 計画の推進管理

- 1 計画の推進にあたっての留意事項
- 2 計画の進行管理

【別表】強靱化推進事業実施計画書

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災や平成30年の北海道胆振東部地震など度重なる大災害を経験し、近年は気候変動の影響等に伴い、これまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害や風水害が増加している状況にあります。

また、本町においても、「沼田一砂川付近の断層帯」による地震の発生が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっています。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には基本法に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、北海道においても、国土強靱化地域計画である「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進する枠組みが順次整備されました。

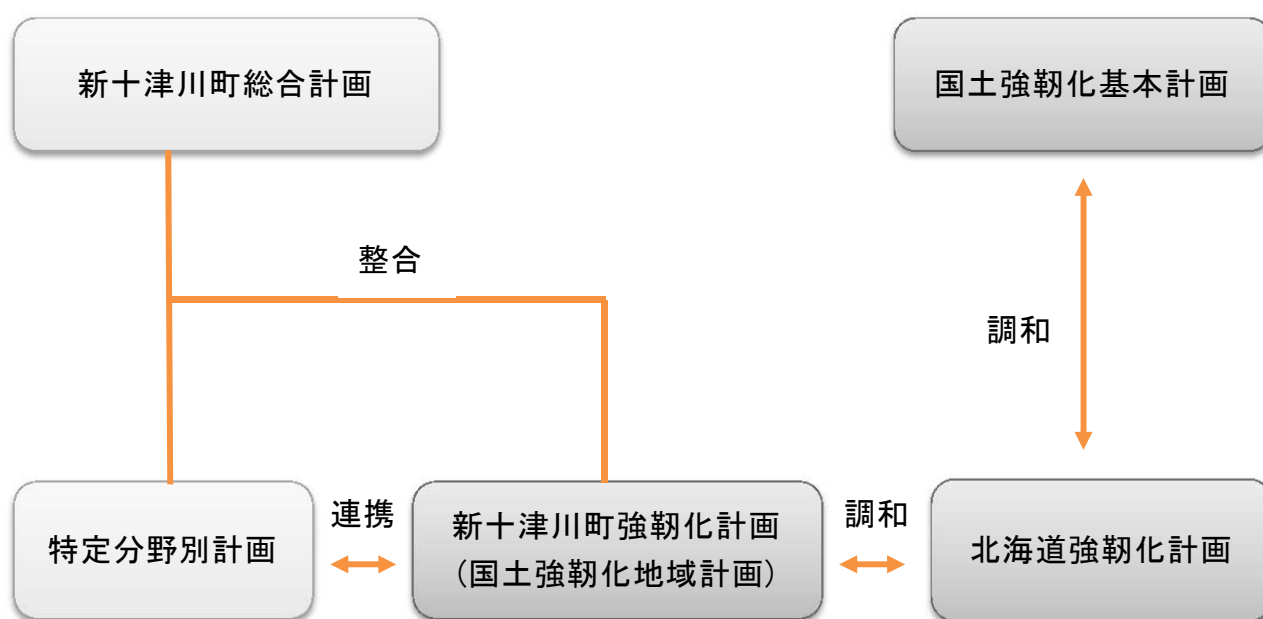
この間、本町においても、北海道胆振東部地震、大規模豪雨等の教訓を踏まえ、防災・減災のための取組を強化してきたところです。

しかしながら、本町の自然災害への脆弱さを改めて精査し、大規模自然災害に対し強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命、財産を守るとともに、地域経済の成長と活性化の促進、災害に屈しない強さとしなやかさを兼ね備えた「まち」の確立、そして国、北海道が強靱化を進める上でも必要不可欠であります。

このような基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新十津川町強靱化計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関する部分について、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、新十津川町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的かつ横断的に推進するとともに、国、北海道の強靱化につなげるため、「国土強靱化基本計画」「北海道強靱化計画」と調和するものとします。



- ・町地域防災計画
- ・町水防計画
- ・町公共施設等総合管理計画
- ・その他計画

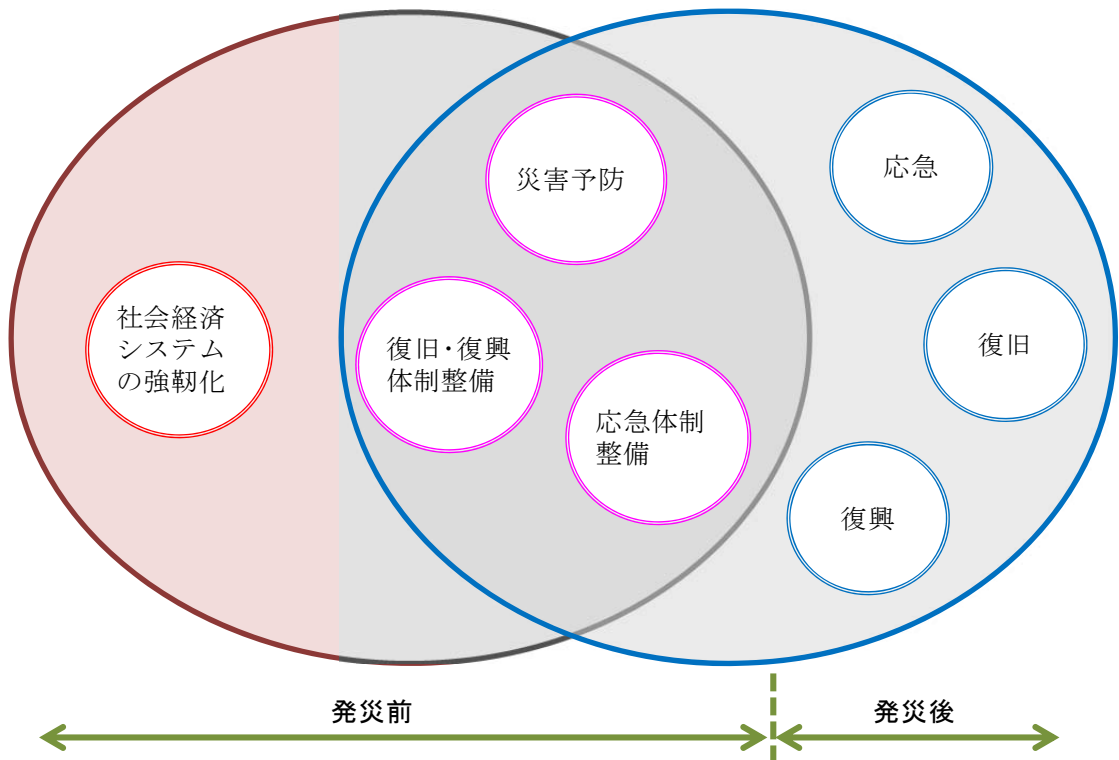
3 地域防災計画との関係

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害に備えるため、「防災・減災」と「復興・復旧」のための施策を分野横断的で総合的な取組をまとめたもの。

地域防災計画

地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をまとめたもの。



4 計画期間

計画期間は、社会情勢の変化、国土強靱化基本計画及び北海道強靱化計画との調和を図る必要があるため、5年間（令和3年度から令和7年度まで）とする。

本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであり、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていくものとします。

また、計画期間中であっても見直しが必要な場合には、新しい施策の追加、見直し等、施策の最適化を図ることとします。

第2章 新十津川町強靱化計画の基本的な考え方

1 新十津川町の概況

(1) 位置

本町は、空知管内の中心部、石狩川の右岸に位置し、東西35km、南北30km、面積495.47km²で、東は石狩川を隔てて滝川市、砂川市及び奈井江町と相對し、西はピンネシリ山脈をもって当別町、増毛山脈をもって石狩市に接し、北は尾白利加川を境に雨竜町と、南は樺戸境川を境に浦臼町と接しています。

(2) 歴史

本町は、奈良県十津川郷における未曾有の水害という悲劇を契機として、明治22年、600戸2,489人の大集団移住によって開村し、母村に因んで新十津川と命名しました。その後、北陸、東北地方などからも移住があり、段丘、奥地帯の開墾が進みました。また、明治25、26年頃から稲作が始まり、以来、農業を基幹として発展を続け、昭和32年に町制が施行され、現在に至っています。

(3) 地勢・気候

本町は、極めて平坦な石狩平野と丘陵地及びこれに連なる高地、山岳からなっています。

石狩川の氾濫層、堆積層からなるこの一帯の平原は、地味肥沃で農業に適しており、4つの基幹集落が形成され、石狩川右岸平野部の西側には段丘があり、単調な丘陵地が続いています。

気候は、内陸型で四季の変化に富み、増毛、樺戸山系の影響で、冬は北西の風が強く、寒冷地帯で積雪量も多くなっています。

夏は、南西の風が吹き温暖な気候に恵まれており、年平均気温は7℃前後、年間降水量は1,600mm前後、年間日照時間は1,500時間前後で、初雪は10月末頃、融雪は概ね4月中旬となっています。

積雪は1m前後が普通ですが、山間部では2m近くに達します。

2 災害の記録

本町の災害記録を顧みると、水害、地震、雪害に大別され、中でも水害は、全ての災害の大半を占めています。

【過去の主な自然災害】

(水害) 昭和56年8月前線と台風12号による集中豪雨

床上下浸水81戸、田畑被害709ha

平成28年8月北海道豪雨

床下浸水1戸、田畑被害11.2ha

(地震) 平成7年5月23日新十津川町直下型地震(町北部が震源地 M5.6を観測)

震度5を観測し、軽傷者3人、一部損傷家屋41戸。

平成30年9月6日北海道胆振東部地震(胆振地方が震源地 M6.7を観測)

震度4を観測し、道内全域で停電が発生。9月7日23時に全面復旧

(雪害) 平成30年積雪 降雪量1,023cm、積雪深185cm(独自調査による)

3 新十津川町強靱化計画の目標

本町における強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町がもつ農や食などを強化し、国及び北海道全体の強靱化に貢献していきます。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であり、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続可能な行財政基盤の確立に寄与するものでなければなりません。

本町の強靱化を進めるにあたっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護が最大限図られること」、「国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標と、北海道強靱化計画に掲げる「大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「北海道の持続的成長を促進する」という3つの基本目標を踏まえ、次の3つを「新十津川町強靱化計画」における目標と定め、関連施策の推進に努めます。

【新十津川町強靱化計画の目標】

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産及び本町の社会経済機能を守る。
- (2) 本町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する。
- (3) 本町の持続的成長を促進する。

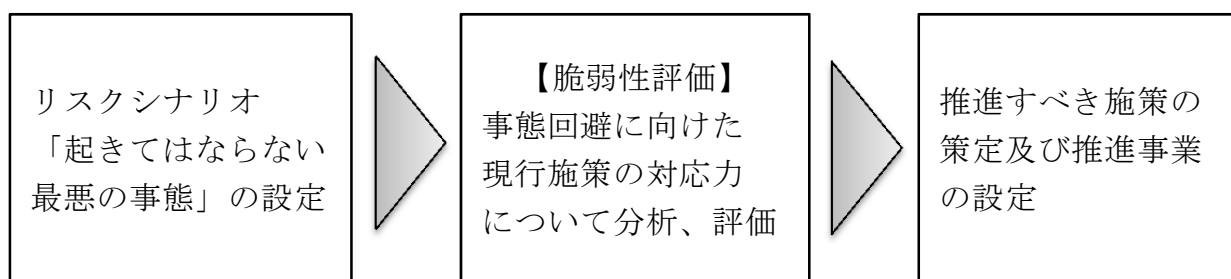
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

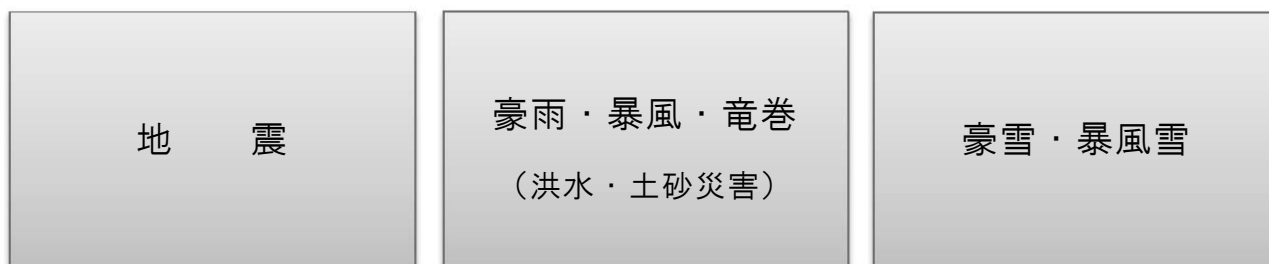
本町としても、本計画に掲げる本町の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施します。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

「北海道強靱化計画」においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、これを参考として、過去に本町で発生した自然災害等について、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして、想定します。



2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を基に、海に面していない本町の地域特性等を踏まえつつ、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、18の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

施策プログラム		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 【18】	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・緊急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	物流の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	2次災害の抑制	6-1	農地・森林等の被害の拡大
7	迅速な復旧・復興	7-1	災害廃棄物の処理等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策について、分析・評価を行っています。

評価にあたっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用します。

第4章 強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラムの考え方

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、建築物等の老朽化対策や耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」と情報発信、共有・防災訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、本町の「強靱化のための施策プログラム」を設定します。

また、施策プログラムごとに具体的な「施策」を設定し、国、北海道、民間事業所及び町が適切な役割分担と緊密な連携により、本町の強靱化に向けた取組を進めていくものとします。

2 施策プログラムの推進及び重点化

施策プログラムの推進にあたっては、限られた財源の中で強靱化に向けて取り組むことから、施策の重点化を図り優先順位を考慮する必要があります。

施策の重点化は、「北海道強靱化計画」、「新十津川町総合計画」中の防災分野に沿った内容、本町の強靱化を図る上で重要な項目について、重点化するものとします。

【強靱化のための施策プログラムと重点】

1	人命の保護	
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
	1-1-1 住宅・建築物等の耐震化	重点
	1-1-2 建築物等の老朽化対策	重点
	1-1-3 避難所等の指定・整備	重点
	1-1-4 緊急輸送道路等の整備	
1-2	土砂災害による多数の死傷者の発生	
	1-2-1 警戒避難体制の整備	
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	
	1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成	重点
	1-3-2 河川改修等の治水対策	重点
	1-3-3 河川管理施設の老朽化対策	重点
	1-3-4 ダムの防災対策	重点
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
	1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化	
	1-4-2 除排雪体制の確保	重点
1-5	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	
	1-5-1 冬季を含めた帰宅困難者対策	
	1-5-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策	重点
1-6	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	
	1-6-1 関係機関との情報共有	重点
	1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化	重点
	1-6-3 地域防災活動、防災教育の推進	

2	救助・救急活動等の迅速な実施	
2-1	被災地での食料・飲料水、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備	重点
	2-1-2 非常用物資の備蓄推進	重点
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
	2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化	重点
	2-2-2 自衛隊、警察との連携強化	
	2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	
2-3	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	
	2-3-1 被災時の医療支援体制の強化	重点
	2-3-2 災害時における高齢者等の要配慮者対策	重点
	2-3-3 防疫対策	重点
3	行政機能の確保	
3-1	行政機能の大幅な低下	
	3-1-1 災害対策本部機能等の強化	重点
	3-1-2 行政の業務継続体制の整備	重点
	3-1-3 広域応援・受援体制の整備	重点
	3-1-4 地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮	
4	ライフラインの確保	
4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
	4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大	
	4-1-2 電力基盤等の整備	重点
	4-1-3 石油燃料等供給の確保	重点
4-2	食料の安定供給の停滞	
	4-2-1 農業生産基盤の整備	重点
	4-2-2 農業の体質強化	
	4-2-3 物流体制の確保	
4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	
	4-3-1 上水道施設等の防災対策	重点
	4-3-2 下水道施設等の防災対策	
4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
	4-4-1 交通ネットワークの整備	重点
	4-4-2 道路施設の防災対策	重点
	4-4-3 広域的な公共交通の維持	
5	経済活動の機能維持	
5-1	物流の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	
	5-1-1 企業の業務継続体制の強化	
	5-1-2 食料等の安定供給の停滞	
6	2次被害の抑制	
6-1	農地・森林等の被害の拡大	
	6-1-1 農地・農業水利施設等の保全管理	重点
	6-1-2 森林の整備・保全	
7	迅速な復旧・復興	
7-1	災害廃棄物の処理等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
	7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備	重点
7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	
	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携	
	7-2-2 行政職員等の活用促進	重点

3 施策の目標値の設定

施策プログラムの個別施策の進捗や実績を把握、管理するため、可能な限り数値目標（成果指標）を設定するものとします。

また、目標値については、施策推進のための財源の確保が担保されていないことに加え、国、北海道が推進主体となる事業も多くあることから、関係機関が共有する「努力目標」とします。

4 脆弱性評価と施策プログラム

- (1) 脆弱性評価において、設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を括弧書きで記載します。
- (2) プログラムを構成する施策には、複数の「最悪の事態」に対応するものもあるが、これらの施策については、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしません。

5 強靱化推進事業の設定

施策推進に必要な事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の社会状況等の変化に対応するため、必要に応じ事業の見直しや新たな事業の設定を行うものとします。

1 人命の保護 [施策プログラム]

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(1-1-1 住宅・建築物等の耐震化)

(1) 民間住宅・建築物等の耐震化

<評価結果(課題)>

住宅の耐震化率は80.1%である。法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務付けられたことも踏まえ、国の支援制度を有効に活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

<施策内容>

住宅や建築物について、一定規模の建築物に対する耐震診断の義務化なども踏まえ、耐震化の促進を図る。

<分野別計画>

町耐震改修促進計画、町住生活基本計画

(1-1-2 建築物等の老朽化対策)

(1) 公共建築物の老朽化対策

<評価結果(課題)>

今後、更新時期を迎える建築物もあることから、「新十津川町公共施設等総合管理計画(平成29年3月策定)」に基づいた管理を行う必要がある。公営(町営)住宅については、「新十津川町公営住宅等長寿命化計画(平成30年3月策定)」に基づいた計画的な建替え、改善等が必要である。

<施策内容>

町公共施設等総合管理計画等に基づく施設の更新、統廃合、長寿命化等による適切な施設の維持管理等に努める。

<分野別計画>

町公共施設等総合管理計画、町公営住宅等長寿命化計画

(2) 民間建築物等の老朽化対策

<評価結果(課題)>

建築物の倒壊、老朽化防止の観点から、空き家の解消に向けた各種支援策を推進する必要がある。

<施策内容>

空き家発生の抑制、解消に向けた各種支援策を推進し、建築物の倒壊、老朽化防止を図る。

<分野別計画>

町空き家対策計画

(1-1-3 避難所等の指定・整備)

(1) 避難所等の指定・周知

<評価結果(課題)>

避難期間や災害の種類によっては、避難できない避難所等があることから、災害発生の際には、適切な避難所等の指定、避難体制の確保が必要である。

<施策プログラム>

町民にわかりやすく安全な避難所等を指定するとともに、避難所や避難行動等の周知を図り、認知度の向上に努める。

避難所運営マニュアルの実効性を高めるため訓練等を進め、地域との連携による避難所運営体制の強化を図る。

<分野別計画>

町地域防災計画

(2) 避難所等の管理・整備

<評価結果（課題）>

学校施設等が避難所として指定されているため、適正な維持管理を進め、避難所として機能するよう、公衆無線WiFi、冬期間の避難所の防寒対策、停電時に大規模非常用電源の設置などが必要である。

<施策プログラム>

避難所として活用できるよう、計画的な大規模修繕等の適正な維持管理を図り、災害発生の時期、種類に対応できるよう、計画的に避難所機能のレベルアップに努める。

<分野別計画>

町地域防災計画

(3) 福祉避難所の指定・整備

<評価結果（課題）>

避難生活に配慮を要する方に対応するため、福祉避難所の確保とともに受け入れ方法の整備を行う必要がある。

<施策プログラム>

要配慮者のため、福祉避難所の確保と機能の充実に向けた支援を進めるとともに、福祉避難所の受け入れ、移動手段等の体制整備を充実させる。

<分野別計画>

町地域防災計画

(1-1-4 緊急輸送道路等の整備)

(1) 緊急輸送道路等の整備

<評価結果（課題）>

町内における必要な緊急輸送道路や避難所までの避難路を指定し、国、北海道と連携しながら、整備を図る必要がある。

<施策プログラム>

避難所までの避難経路を設定するとともに、緊急輸送道路や避難路について、国、北海道と連携し避難や救助が円滑に行うことができるよう

整備を推進する。

<分野別計画>

町地域防災計画、町道舗装修繕計画、町橋梁長寿命化修繕計画

指 標	現 状	目 標
住宅耐震化率	80.1%	95%
指定避難所の認知度	53%	100%

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(1-2-1 警戒避難体制の整備)

<評価結果(課題)>

土砂災害警戒区域が町内20箇所、うち特別警戒区域が5箇所となり、土砂災害警報が発令された場合には早めに避難勧告する体制と、住民の安心・安全を確保するハード整備が必要である。

<施策プログラム>

適正管理された森林と土砂災害対策施設等の地域環境の整備を進め、土砂災害ハザードマップの周知徹底と避難体制を構築する。

<分野別計画>

町地域防災計画

指 標	現 状	目 標
土砂災害警戒区域指定数	0箇所	20箇所

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成)

<評価結果(課題)>

浸水想定区域図を活用した洪水ハザードマップを平成30年2月に作成しており、洪水ハザードマップを活用した訓練が必要である。

<施策プログラム>

洪水ハザードマップを活用し、平時から防災意識の向上、複数の避難方法などの検討を進める。

<分野別計画>

町地域防災計画

(1-3-2 河川改修等の治水対策)

<評価結果(課題)>

国、北海道及び町では、それぞれの管理河川において、河道の掘削等の河川改修や治水対策を進めているが、今後一層の維持整備を進める必要がある。

<施策プログラム>

国、北海道と連携した河道の掘削、築堤整備などの治水対策を推進する。

<分野別計画>

町水防計画、町普通河川堆積土砂管理計画、町堆積土砂管理計画

(1-3-3 河川管理施設の老朽化対策)

<評価結果(課題)>

河川管理施設については、老朽化施設の補修等を計画的に行い、適切な維持管理を進めていく必要がある。

<施策プログラム>

河川管理施設の適正な維持管理と老朽化施設の必要な整備を関係機関と連携し進める。

<分野別計画>

町水防計画、町橋梁長寿命化修繕計画、町排水機場長寿命化・防災減災整備計画

(1-3-4 ダムの防災対策)

<評価結果(課題)>

大雨等発生時における既存ダム施設の治水効果を発揮するため、ダム施設の定期的な点検・補修を行い、適切な維持管理を進める必要がある。

<施策プログラム>

ダム施設の定期的な点検、補修を関係機関と連携し維持していく。

<分野別計画>

町地域防災計画、町トンネル長寿命化修繕計画、町道舗装修繕計画、橋りょう長寿命化計画

指 標	現 状	目 標
国指定管理河川の洪水ハザードマップ作成率	100%	100%
河川改修割合(石狩川)	75%	82%

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化)

<評価結果(課題)>

適切な道路管理体制を図るとともに、除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供を進める必要がある。

<施策プログラム>

交通障害の発生の恐れがある場合は、多様な情報媒体を活用した注意喚起を行うとともに、被害を未然に防ぐため通行止め等の交通規制を早期に実施する。

＜分野別計画＞
町道除排雪計画

(1-4-2 除排雪体制の確保)

(1) 除排雪体制の確保

＜評価結果（課題）＞

除排雪機械の適切な更新と、除排雪体制を確保する必要がある。

＜施策プログラム＞

除排雪機械の増強及び更新とオペレーターの確保を図り、道路環境の維持を努め、異常降雪時における交通量、緊急性を勘案した除排雪ルートを検討する。

＜分野別計画＞

町除雪車両更新整備計画

(2) 高齢者世帯等に対する支援

＜評価結果（課題）＞

行政区と連携した高齢者、障がい者世帯に対する除排雪体制の取組が必要である。

＜施策プログラム＞

緊急時に高齢者、障がい者世帯が避難できるよう、行政区と連携した緊急時に対応できる除排雪体制を構築する。

＜分野別計画＞

町地域防災計画、町除排雪計画、町除雪車両更新整備計画

指 標	現 状	目 標
除排雪機械保有台数	14台	14台

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(1-5-1 冬季を含めた帰宅困難者対策)

＜評価結果（課題）＞

公共交通機関の運行停止等による冬季を含めた帰宅困難者対策を検討する必要がある。

＜施策プログラム＞

冬季避難に対応できる避難所の充実を図り、災害時に早期の避難路の情報を周知できるよう、自主防災会と連携しながら移動困難者の避難体制を構築する。

＜分野別計画＞

町地域防災計画

(1-5-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

<評価結果（課題）>

避難所における冬季防寒対策の強化のほか、避難者に対し避難時の防寒具を持参するように啓蒙を進める必要がある。

<施策プログラム>

暖房器具や毛布等の冬季防寒資機材の計画的な備蓄を進めるとともに、厳寒期の発災を想定した電力と燃料の供給体制を整備する。

また、冬期の避難時には、避難者自らが防寒具を持参するなどの啓蒙を図る。

<分野別計画>

町地域防災計画

指 標	現 状	目 標
冬季の避難所確保数	20箇所	26箇所

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(1-6-1 関係機関との情報共有)

<評価結果（課題）>

国、道の防災行政ネットワークシステム、ホットラインを通じた情報連携が重要である。

<施策プログラム>

平時から国、北海道、関係機関との情報交換や共有を図り、情報伝達体制を強化する。

<分野別計画>

町地域防災計画

(1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化)

<評価結果（課題）>

全戸に設置している防災行政無線を使い、逐一情報提供を図るとともに、情報伝達の光回線、無線LANなどを使った多重化対策を図っていく必要がある。

<施策プログラム>

自主防災会との情報共有の仕組みを構築するとともに、防災行政無線、屋外拡声器、緊急速報メール、ホームページ、SNSなどあらゆる広報媒体を活用した迅速かつ適切な広報活動体制を構築する。

<分野別計画>

町地域防災計画

(1-6-3 地域防災活動、防災教育の推進)

(1) 地域防災活動の推進

<評価結果（課題）>

地域における「共助」の取組の重要性を啓蒙し、地域の実情を踏まえて行動計画の検討が必要である。

<施策プログラム>

自主防災会を核として、自主的な防災活動、訓練を支援するとともに、地区防災計画や地域の行動計画の策定を促進する。

<分野別計画>

町地域防災計画

(2) 防災教育の推進

<評価結果（課題）>

学校等で防災に関する授業などを通じ、児童生徒やその保護者の防災意識の向上に取り組む必要がある。

<施策プログラム>

児童生徒に対し、平時からの備え、避難行動に関する意識啓発などの防災教育の取組を推進する。

<分野別計画>

町地域防災計画

指 標	現 状	目 標
自主防災会等の防災訓練（年間）	7 組織	11組織

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水、生命に関わる物資供給の長期停止

(2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備)

<評価結果（課題）>

災害時の応急体制を迅速に進めるため、北海道、市町村、民間事業所等との連携体制等を整備する必要がある。

<施策プログラム>

各種協定に基づく連携、連絡体制を整備するとともに、実効性の確保を図るため、協力関係を構築する。

<分野別計画>

町地域防災計画、防災資機材等備蓄計画

(2-1-2 非常用物資の備蓄推進)

<評価結果（課題）>

防災計画に基づき食料品を備蓄しているが、食糧不足を想定した対策を検討するとともに、各家庭における飲食料等の備蓄の意識啓発を図る必要がある。

<施策プログラム>

想定以上の避難者等による備蓄品の不足分を補うため、「自助」の取組として、各家庭における物資の備蓄の取組を促進する。

<分野別計画>

町地域防災計画、防災資機材等備蓄計画

指 標	現 状	目 標
物資に関する協定数	7 協定	9 協定

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化)

<評価結果(課題)>

大規模な災害時には、人員の不足が予測されることから、消防団の技術力強化を図るための教育研修を推進するとともに、団員数の確保を進める必要がある。

<施策プログラム>

円滑に災害支援活動が進められるよう、消防団等との各種訓練を実施するとともに、消防団員数の確保に向けた支援に取り組んでいく。

<分野別計画>

町地域防災計画

(2-2-2 自衛隊、警察との連携強化)

<評価結果(課題)>

災害時における自衛隊、警察からの支援が受けられるよう、平時から連絡・連携の強化を図る必要がある。

<施策プログラム>

大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊、警察について、北海道内の配備態勢の維持・拡充に向け、関係機関との連携した取組を推進する。

<分野別計画>

町地域防災計画

(2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

(1) 公共施設のAED設置促進

<評価結果(課題)>

緊急時の救急活動が迅速に進められるよう、AED装置等の整備を進めていく必要がある。

<施策プログラム>

避難所施設にAED等の救命装置の設置を計画的に進め、AED装置を使用できる人材育成を進める。

<分野別計画>

町地域防災計画

(2) 緊急空中輸送の確保

<評価結果(課題)>

救急搬送や交通途絶による孤立地域への救援について、北海道、北海道警察、自衛隊などのヘリコプター等による緊急空中輸送の確保を図る必要がある。

<施策プログラム>

負傷者等の緊急輸送や陸路が塞がれた孤立地域への救援等について、迅速に北海道、北海道警察、自衛隊に対してヘリコプターの運行を要請するなど、緊急空中輸送手段を確保する。

<分野別計画>

町地域防災計画

指 標	現 状	目 標
救急講習受講者数(年間)	70人	100人

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(2-3-1 被災時の医療支援体制の強化)

<評価結果(課題)>

本町には、病院1か所、診療所1か所であり、町内全域規模の災害が発生した場合には、関係医療機関との連携、国、北海道等からの支援受入態勢の整備を行う必要がある。

<施策プログラム>

適切な医療活動を実施するため、町内医療機関と緊密に連携して医療を提供するとともに、必要に応じて滝川市医師会、空知医師会に出動要請を行い、災害急性期患者が生じた場合は北海道に対して、災害派遣医療チームの派遣を要請する等支援体制の強化を図る。

<分野別計画>

町地域防災計画

(2-3-2 災害時における高齢者等の要配慮者対策)

<評価結果(課題)>

災害時の避難に支援を要する避難行動要支援者に対する避難誘導などの支援が適切に行われるよう、効果的な運用を図る必要がある。

<施策プログラム>

避難行動要支援者が避難できるよう避難支援プランを作成するとともに、避難支援者への情報提供と自主防災会との要配慮者の避難方法を構築する。

<分野別計画>

町地域防災計画、町災害時避難行動要支援者支援計画、町地域福祉計画

(2-3-3 防疫対策)

(1) 疾病予防

<評価結果(課題)>

速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受ける体制の継続、避難所の衛生管理に取り組む必要がある。

<施策プログラム>

災害時の感染症の発生、まん延等を防止するため、平時から予防接種の実施や感染症に対応した避難所の受け入れ体制を構築する必要がある。

<分野別計画>

町地域防災計画

(2) 防疫資機材の確保

<評価結果(課題)>

疫病や感染症が蔓延した時の体制づくりや、関係医療機関との連携、国、北海道等からの支援の受入態勢の整備を行う必要がある。

<施策プログラム>

防疫に必要な資機材を整備するとともに、不足に伴う調達方法について関係機関から受け入れる体制整備を進める。

<分野別計画>

町地域防災計画、町地域福祉計画

指 標	現 状	目 標
登録要支援者のマッチング率(2人以上)	52%	70%

3 行政機能の確保

3-1 行政機能の大幅な低下

(3-1-1 災害対策本部機能等の強化)

<評価結果(課題)>

防災訓練や過去の災害対応を通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行い、地域防災計画等の見直しにより、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。

また、新庁舎の供用開始に合わせ新たな防災体制の構築が必要である。

<施策プログラム>

罹災証明、被災者台帳等の事務手続き等のマニュアル化を進めるとともに、防災訓練を継続的に実施し、職員の配置体制の見直しや本部機能の強化を図る。

<分野別計画>

町地域防災計画

(3-1-2 行政の業務継続体制の整備)

<評価結果(課題)>

業務全体を対象とし、ICT部門も含めた継続体制の整備に取り組む必要がある。

<施策プログラム>

平成30年に策定した業務継続計画を実行性のあるものとするため、随時見直しを進めるとともに、業務の継続方法について、検討を進める。

<分野別計画>

町業務継続計画

(3-1-3 広域応援・受援体制の整備)

<評価結果(課題)>

協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制を整備する必要がある。

<施策プログラム>

災害時における広域的な支援体制の強化に向けた受援計画を定め、他の自治体等からの支援を円滑に受けることができる体制を整備する。

<分野別計画>

町地域防災計画

(3-1-4 地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮)

<評価結果(課題)>

道内のバックアップ機能として、農産物の安定的な生産・供給体制を構築する必要がある。

<施策プログラム>

稲作を中心とした道内有数の食料供給地域として、今後も農産物の生産性の向上、有害鳥獣駆除対策、販路の拡大などに取り組むことにより、供給体制を強化していく。

<分野別計画>

町地域防災計画、町有害鳥獣駆除計画

指 標	現 状	目 標
職員防災訓練・研修の回数(年間)	1回	1回以上
災害時に対応した業務マニュアル数	7業務	21業務

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大)

<評価結果(課題)>

木質バイオマスボイラーなどの再生可能エネルギーの導入拡大に向け、関連施策を進めていく必要がある。

<施策プログラム>

木質バイオマスボイラーを始めとした再生可能エネルギーの利用意識を高めるとともに、国や北海道などの関係機関と連携を図り、再生可能エネルギーを含めた活用、促進を図る。

<分野別計画>

町地域防災計画、町環境基本計画

(4-1-2 電力基盤等の整備)

<評価結果(課題)>

新庁舎、行政区会館には、非常用電源が整備されているが、その他の指定避難所については非常用電源をつなげられるように整備している。ただし、大型の発電機については、協定により供給を受けることとしており、協定業者と日頃からの情報連携が必要である。

<施策プログラム>

安定した電力供給のため、電気事業者に対して電力設備の耐災害性等電力基盤整備を要請するとともに、大型発電機の供給が受けられるよう、平時からの協定業者との情報連携を図る。

<分野別計画>

町地域防災計画

(4-1-3 石油燃料等供給の確保)

<評価結果(課題)>

災害時における石油燃料等の安定確保に関する取組が必要である。

<施策プログラム>

石油類の安定供給は、災害応急対応や避難環境の維持に欠かせないものであることから、関係機関との協力体制の構築を図る。

<分野別計画>

町地域防災計画

指 標	現 状	目 標
避難所の非常電源整備の確保数	20箇所	26箇所

4-2 食料の安定供給の停滞

(4-2-1 農業生産基盤の整備)

<評価結果(課題)>

農業経営の効率化に向けた農地の大区画化や集出荷施設などの農業生産基盤の整備を進め、農業における作業負担の軽減と収益率向上の取組が必要である。

<施策プログラム>

農地の大区画化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及促進などによる農業生産基盤の整備や農産物の集出荷施設の整備を推進するとともに、農作業負担軽減や収益率向上へのICT技術等の取組を支援する。

<分野別計画>

町農業振興地域整備計画

(4-2-2 農業の体質強化)

<評価結果(課題)>

災害時の食料の供給を安定的に行うため、経営安定対策や担い手の育成確保による農業の体質強化を推進するとともに、農産物の付加価値向上と販路の拡大により、一定の生産量を確保する必要がある。

<施策プログラム>

食料の安定供給を将来的にも継続していくため、農業後継者となる新規就農者やUターン者など担い手の育成と確保を図り、農産物の販路拡大を支援する。

<分野別計画>

町農業振興地域整備計画

(4-2-3 物流体制の確保)

<評価結果(課題)>

安定流通体制を確保するためにもネットワーク整備が必要である。

<施策プログラム>

平時からの販路促進やブランド化による流通対策を強化するほか、安定的な物流ルートを確保するために、物流に関する交通ネットワークの整備を促進する。

<分野別計画>

町農業振興地域整備計画、町道舗装修繕計画

指 標	現 状	目 標
農業ICT技術普及率	14%	30%

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(4-3-1 上水道施設等の防災対策)

(1) 上水道施設の老朽化対策

<評価結果(課題)>

西空知広域水道企業団と連携し基幹管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した設備の更新を進めていく必要がある。

<施策プログラム>

安定した水道水を確保するため、浄水場、配水管等の施設の計画的かつ効率的な更新を推進する。

<分野別計画>

上水道施設整備計画

(2) 上水道事業の危機管理体制の整備

<評価結果（課題）>

水道施設の被災に備え、応急給水体制を確保するため、日本水道協会及び民間事業者との連携を強化する必要がある。

<施策プログラム>

災害時における応急給水、水道施設の応急復旧等の危機管理体制の強化を図る。

<分野別計画>

上水道危機管理マニュアル

(4-3-2 下水道施設等の防災対策)

(1) 下水道施設等の老朽化対策

<評価結果（課題）>

下水道機能を確保するため、長寿命化計画により計画的な施設の更新を進めていく必要がある。

<施策プログラム>

下水道、農業集落排水施設の定期的な点検、調査を行うとともに、長寿命化計画に基づいて施設の更新を進める。

<分野別計画>

町下水道ストックマネジメント実施方針（修繕計画）、町農業集落排水施設最適整備構想

(2) 下水道施設等の危機管理対策

<評価結果（課題）>

停電時の下水道の機能不全を回避するため、発電機を配備するとともに、また、災害時において、し尿処理等の収集体制の維持を図る必要がある。

<施策プログラム>

停電時の下水道施設等を機能させるため、非常用電源等の整備を計画的に進め、災害時のし尿処理及び浄化槽汚泥の収集体制を確保する。

<分野別計画>

町下水道ストックマネジメント実施方針（修繕計画）、町農業集落排水施設最適整備構想

指 標	現 状	目 標
下水道施設の非常電源整備箇所数	2箇所	3箇所

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(4-4-1 交通ネットワークの整備)

<評価結果(課題)>

災害時における広域交通の分断を回避するため、市街地や近隣市町を連結するアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に進める必要がある。

<施策プログラム>

国道、道道は近隣市町に繋がる大事なアクセス道路であり、国、北海道と連携しながら、災害時に必要となる道路整備を促進する。

<分野別計画>

町道舗装修繕計画、町橋梁長寿命化修繕計画

(4-4-2 道路施設の防災対策)

<評価結果(課題)>

道路防災総点検の結果を踏まえ、法面等の防災対策工事や、道路、橋梁などの道路施設に関する老朽化対策を計画的に進める必要がある。

<施策プログラム>

国、北海道と連携した法面等の防災対策工事を計画的に進め、道路施設の点検等により現状把握を努めるとともに、老朽化施設の計画的な整備を行い、適切な維持管理を進める。

<分野別計画>

町道舗装修繕計画、町橋梁長寿命化修繕計画

(4-4-3 広域的な公共交通の維持)

<評価結果(課題)>

災害の長期化により地域交通が停止すると日常生活に支障を来すことから、災害時における地域公共交通ネットワークの構築が必要である。

<施策プログラム>

災害の長期化に対しても、対応できる地域公共交通ネットワーク網の検討、整備を進めていく。

<分野別計画>

町地域公共交通計画

指 標	現 状	目 標
幹線町道改修の計画進捗率	18.2%	52.6%

5 経済活動の機能維持

5-1 物流の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(5-1-1 企業の業務継続体制の強化)

<評価結果(課題)>

関係機関と連携した企業の業務継続体制の整備が必要である。

<施策プログラム>

災害の長期化等により経済活動の停滞を防ぐため、関係機関と業務継続計画の普及を行い、災害時においても、業務が継続できる体制を促進する。

<分野別計画>

町地域防災計画

(5-1-2 食料等の安定供給の停滞)

<評価結果(課題)>

物流の寸断によるストア等から食料等の供給が停止した場合に備えた取組が必要である。

<施策プログラム>

物流の寸断によるストアの食料の供給が困難となる場合に備え、各家庭で家族分の食料(最低3日分)を備えるように啓蒙を図っていく。

<分野別計画>

町地域防災計画

指 標	現 状	目 標
各家庭3日以上 の 備蓄割合	51.6%	80%

6 2次被害の抑制

6-1 農地・森林等の被害の拡大

(6-1-1 農地・農業水利施設等の保全管理)

<評価結果(課題)>

関係機関と連携した農業水利施設の適正な管理を進め、排水機場、樋門の水位管理等の省力化や管理機能の強化を図る必要がある。

<施策プログラム>

農業水利施設は農業の重要な生産基盤であるため、自然災害に対応した基幹水利施設の適正な管理、更新を進めるとともに、樋門、排水場等の水位管理等の省力化、機能強化に向けた取組を進める。

<分野別計画>

町地域防災計画、排水機場長寿命化・防災減災整備計画

(6-1-2 森林の整備・保全)

<評価結果（課題）>

森林が有する多様な機能を発揮させるため、適正な森林の整備と保全を確保し、林業の担い手の確保に向けた取組が必要である。

<施策プログラム>

造林、間伐等の森林施業や林道整備などを推進し、急傾斜地や沢沿い等の土砂の流出や表層崩壊による山地災害防止を図り、森林保全と多面的機能の持続に向け、林業の担い手確保に向けた取組を進める。

<分野別計画>

町地域防災計画、町森林整備計画

指 標	現 状	目 標
水防団員数	56人	60人

7 迅速な復旧・復興

7-1 災害廃棄物の処理等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備)

<評価結果（課題）>

環境の変化に応じて災害廃棄物の処理方針を適宜、検討する必要がある。

<施策プログラム>

災害ごみに関して発生量の予測、収集、運搬方法、仮置き場などの検討を進めるとともに、分別方法の検討、広域処理など円滑な処理体制を構築する。

<分野別計画>

町地域防災計画、町災害廃棄物処理計画（策定予定）

指 標	現 状	目 標
ごみの仮置場の確保面積	4,800m ²	12,300m ²

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携)

<評価結果（課題）>

災害時の応急対応を行う上で、支障となる障害物の除去や道路交通の確保などが迅速に進められるよう、関係機関との協力体制を構築する必要がある。

<施策プログラム>

災害時の道路交通を確保するため、建設協会等とあらかじめ協力体制を構築していく。

<分野別計画>

町地域防災計画

(7-2-2 行政職員等の活用促進)

(1) 自治体連携

<評価結果(課題)>

大規模な自然災害における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要である。

<施策プログラム>

北海道、他自治体からの応援が受けられるよう、災害応急対応上必要な情報を共有し、応援受援体制の整備を図る。

<分野別計画>

町地域防災計画

(2) 災害ボランティア

<評価結果(課題)>

社会福祉協議会と連携して災害ボランティアの活用体制を整備する必要がある。

<施策プログラム>

災害時の被災者支援ボランティアの活動を効果的に進めるため、社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの活用体制を構築する。

<分野別計画>

町地域防災計画、町地域福祉計画

指 標	現 状	目 標
他の自治体との防災訓練	0回	年1回

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進にあたっての留意事項

大規模災害は、自身が身を守る「自助」、地域、企業が互いを助けあう「共助」の取組が重要であり、各被災地においても効果を上げている。本町の強靱化の基本は「自助」、「共助」であることを踏まえ、町民や企業との連携と協働により本計画を推進します。

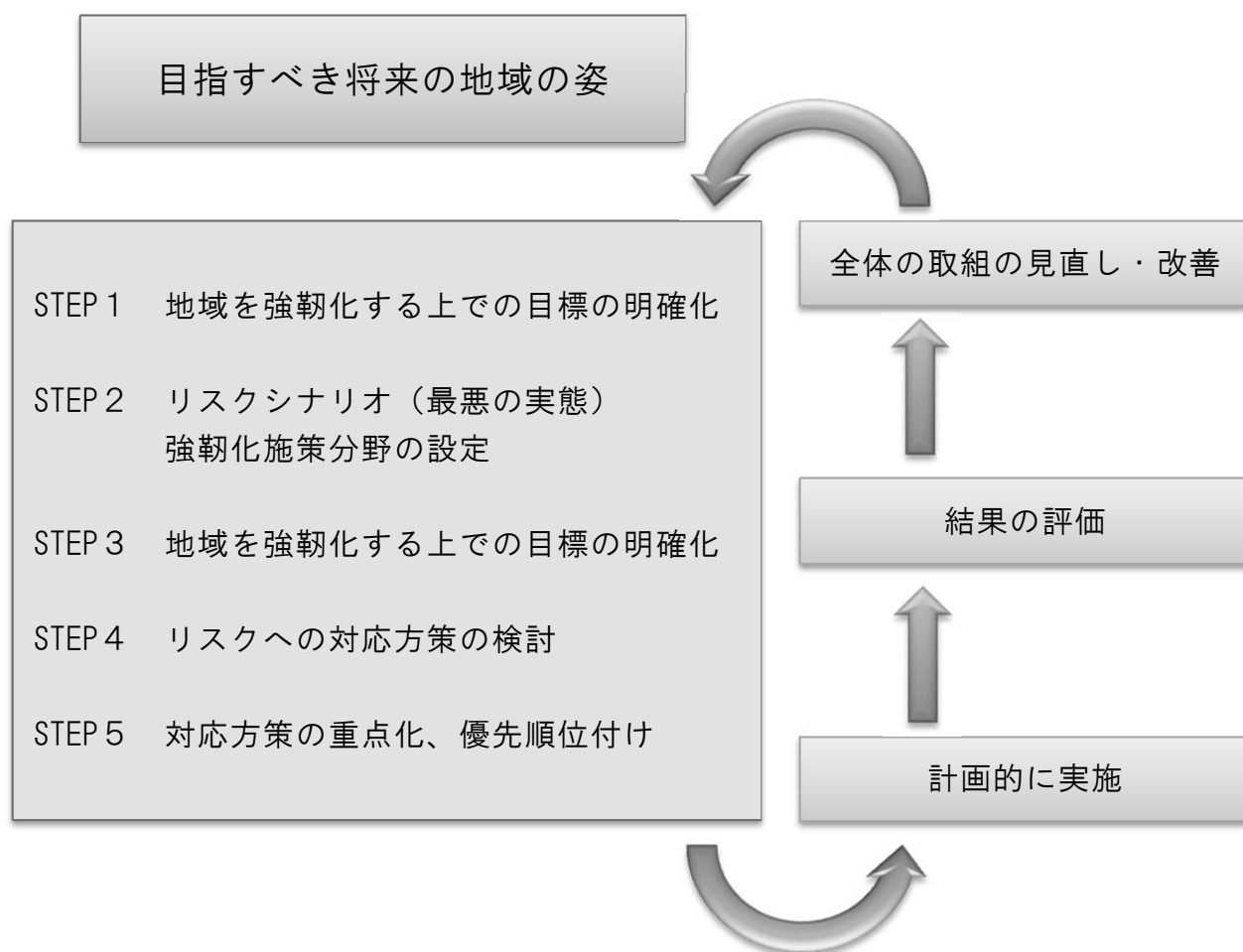
施策プログラムの推進にあたっては、所管部署を中心に国や北海道との連携を図りながら、施策の進捗状況や達成状況などを検証することにより、実効性を確保します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「新十津川町総合計画」の進行管理を担う行政評価により、総合計画の進行管理と連動して進めます。

本計画の進行管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとします。

【計画の進行管理】



【別表】新十津川町強靱化のための推進事業一覧を参照

新十津川町強靱化計画のための推進事業一覧

強靱化のための施策プログラム	主な推進事業	主な推進事業	主な推進事業
1 人命の保護			
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	公営住宅等整備事業 1-1-1 住宅・建築物等の耐震化 1-1-2 建築物等の老朽化対策 1-1-3 避難所等の指定・整備 1-1-4 緊急輸送道路等の整備	耐震改修工事等支援事業 耐震改修工事等支援事業 橋りょう整備管理事業	新庁舎建設事業 公共マネジメント推進事業 安心スマイル事業 駅前整備事業
1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生	1-2-1 警戒避難体制の整備	土砂災害対策事業	
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-3-1 洪水・内水ハザードマップの作成 1-3-2 河川改修等の治水対策 1-3-3 河川管理施設の老朽化対策 1-3-4 ダムの防災対策	地域防災力強化事業 河川維持管理事業 農業用排水施設管理事業 橋りょう整備管理事業	浚渫事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業
1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	1-4-1 暴風雪時における道路管理体制の強化 1-4-2 除排雪体制の確保	道路除雪管理事業 道路除雪管理事業	除雪車両購入事業
1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	1-5-1 冬季を含めた帰宅困難者対策 1-5-2 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	地域防災力強化事業 災害救助物資備蓄事業	
1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	1-6-1 関係機関との情報共有 1-6-2 住民等への情報伝達体制の強化 1-6-3 高齢者等の要配慮者対策	地域防災力強化事業 防災無線維持管理事業 災害要援者対策事業	災害備品等管理事業 災害備品等管理事業
2 救助・救急活動等の迅速な実施			
2-1 被災地での食料・飲料水、生命に関わる物資供給の長期停止	2-1-1 物資供給等に係る連携体制の整備 2-1-2 非常用物資の備蓄推進	地域防災力強化事業 地域防災力強化事業	
2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	2-2-1 防災訓練等による救助・救急体制の強化 2-2-2 自衛隊 警察との連携強化 2-2-3 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備	地域防災力強化事業（総合防災訓練） 総務事務（自衛巨募集の協力） 地域防災力強化事業	消防分担金（給水栓整備） 消防分担金（車両購入）
2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	2-3-1 被災時の医療支援体制の強化 2-3-2 災害時における福祉的支援 2-3-3 防疫対策	病院等非常用電源整備事業 社会福祉協議会支援事業 災害救助物資備蓄事業	広域医療負担金 民生委員活動支援事業 行政区活動支援交付金 感染症予防対策事業
3 行政機能の確保			
3-1 行政機能の大幅な低下	3-1-1 災害対策本部機能等の強化 3-1-2 行政の業務継続体制の整備 3-1-3 広域応援・受援体制の整備 3-1-4 地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮	地域防災力強化事業（職員防災研修） 地域防災力強化事業（BCP見直し） 地域防災力強化事業（BCP見直し） 有害鳥獣駆除対策	

新十津川町強靱化計画のための推進事業一覧

	強靱化のための施策プログラム	主な推進事業	主な推進事業	主な推進事業	主な推進事業
4	ライブラインの確保	主な推進事業	主な推進事業	主な推進事業	主な推進事業
4-1	長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止				
	4-1-1 再生可能エネルギーの導入拡大	木質バイオマス維持事業			
	4-1-2 電力基盤等の整備	防災無線維持管理事業			
	4-1-3 石油燃料等供給の確保	地域防災力強化事業	新庁舎建設事業		
4-2	食料の安定供給の停滞				
	4-2-1 農業生産基盤の整備	ほ整備事業			
	4-2-2 農業の体質強化	新規就農支援事業	ICT農業支援事業	次世代農業推進支援事業	
	4-2-3 物流体制の確保	農産物PR推進事業	道路整備事業		
4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止				
	4-3-1 上下水道施設等の防災対策	第2次配水管整備事業（西空知）	西空知浄水場施設改修整備事業		
	4-3-2 下水道施設等の防災対策	下水道施設整備事業	農業集落排水整備事業	合併浄化槽推進事業	し尿処理収集事業
4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止				
	4-4-1 交通ネットワークの整備	道路整備事業	国道、道の道の道路改修事業		
	4-4-2 道路施設の防災対策等	橋りょう整備事業	道路整備事業		
	4-4-3 広域的な公共交通の維持	地域公共交通確保対策事業			
5	経済活動の機能維持				
5-1	物流の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞				
	5-1-1 企業の業務継続体制の強化	地域防災力強化事業			
	5-1-2 食料等の安定供給の停滞	地域防災力強化事業（防災研修）			
6	二次被害の抑制				
6-1	農地・森林等の被害の拡大				
	6-1-1 農地・農業水利施設等の安全管理	国営造成施設管理体制整備事業	排水機場施設更新事業	基幹水利施設管理事業	樋門樋管理事業
	6-1-2 森林の整備・保全	林業担い手確保事業	森林整備促進事業	町有林管理事業	
7	迅速な復旧・復興等				
7-1	災害廃棄物の処理等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ				
	7-1-1 災害廃棄物の処理体制の整備	ごみ収集事業	中空知廃棄物処理広域連合負担金		
7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊				
	7-2-1 災害対応に不可欠な建設業との連携	地域防災力強化事業			
	7-2-2 行政職員等の活用促進	地域防災力強化事業	社協負担金		